

令和4年度以降の亀岡市成人式の在り方について（案）

社会教育課

1 民法の一部を改正する法律について

平成30年6月に成立した民法の一部を改正する法律の施行により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。

このため、現在、20歳を対象に開催している「亀岡市成人式」についても、式典の対象年齢や開催時期など、下記の点を踏まえ、そのあり方を再整理する必要が生じたものです。

(1) 成年年齢引下げの目的と変更点

18歳及び19歳の若者の「自己決定権を尊重する」とともに、「積極的な社会参加を促す」ことを目的として改正されたものです。

一人で有効な契約をすることができる年齢及び親権に服することがなくなる年齢がいずれも18歳に引き下げられる一方、飲酒・喫煙等の権利は20歳が維持されます。

(2) 変更の時期

令和4年4月1日の時点で18歳以上20歳未満の方（平成14年4月2日生まれから平成16年4月1日生まれ）がその日に成年に達し、平成16年4月2日生まれ以降の方は18歳の誕生日に成年に達します。

18歳	平成16年4月2日から平成17年4月1日生まれ
19歳	平成15年4月2日から平成16年4月1日生まれ
20歳	平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれ

(3) 国の動向

法改正に伴い、様々な影響が生じると考えられることから、国は「成人式の時期や在り方等に関する分科会」（法務省）を開催し、令和2年3月に情報を取りまとめた報告書を公表しました。なお、成人式の開催時期や開催方法などについて法律上の定めはなく、各自治体等の判断に委ねるとしています。

2 検討に当たっての基本的な考え方

(1) 「成人の日」の趣旨の尊重

「成人の日」は「国民の祝日に関する法律」に、「おとなになったことを自覚し、みずから生きぬこうとする青年を祝いほめます」とされており、この趣旨は引き続き尊重することが望ましいと考えます。

(2) 現行の「亀岡市成人式」の開催目的

本市の成人式は、新成人が自らの可能性を自覚する節目とし、亀岡市全体で未来に向かって踏み出そうとしている青年を祝い励ますことを趣旨として実施しているところであり、法改正後の式典開催においても引き続き実施していくことが望ましいと考えます。

3 検討体制と検討の進め方

検討に当たっては、有識者・学識経験者等で組織し、社会教育に関し教育委員会に助言を行う役割を担っている「亀岡市社会教育委員会」で議論いただきます。

また、式典の名称については、令和4年亀岡市成人式実行委員会で協議し、名称の候補を決めていただく予定で進めていきたいと思っております。

その上で、成人式の基本的な方針を定める役割を担っている、「亀岡市成人式検討委員会」、そして「亀岡市社会教育委員会」の議論を踏まえ、最終的に「亀岡市教育委員会」で承認いただき、最終的な方針を決定することとします。

4 京都府内の動向

令和3年6月の時点で、方針を公表している自治体の全てが20歳での式典開催としています。また、検討中の自治体の全てが20歳での式典開催の方向で検討中です。